

蓮田市立小・中学校学習者用タブレットPC等貸与要綱

教育長決裁 令和8年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、蓮田市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童及び生徒に対する学習者用タブレットPC等の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「タブレットPC等」とは、情報端末本体及び付属品並びに蓮田市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が学習のために提供するソフトウェア及びクラウドサービスをいう。
- (2)「学習用アカウント」とは、教育委員会が児童生徒に付与するクラウドサービス利用のためのIDをいう。
- (3)「利用者」とは、タブレットPC等の貸与を受ける児童及び生徒をいう。
- (4)「保護者」とは、利用者の親権者又はこれに準ずる者をいう。

(所有権)

第3条 タブレットPC等の所有権は、蓮田市に帰属する。

- 2 利用者及び保護者は、貸与を受けたタブレットPC等について、これを適正に管理し、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(貸与対象者)

第4条 タブレットPC等の貸与を受けることができる者は、学校に在籍する児童及び生徒とする。

(貸与物品)

第5条 貸与する物品は、次のとおりとする。

- (1) タブレットPC本体
- (2) 充電器その他付属品
- (3) 学習に必要なアプリケーション及びクラウドサービス利用環境

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、利用者が在籍する学校に入学した日から卒業、転出その他の事由により在籍しなくなる日までとする。

(貸与の申請及び同意)

第7条 タブレットPC等の貸与を受けようとする児童及び生徒の保護者は、様式第1号の学習者用タブレットPC等の貸与に係る同意書を在籍する学校の校長に提出しなければならない。

(管理責任)

第8条 タブレットPC等の管理は、教育委員会及び学校が相互に連携して行うものとする。

- 2 教育委員会は、タブレットPC等の適正な管理及び運用に関する基本的事項を定め、必要な指導及び支援を行うものとする。
- 3 利用者が在籍する学校の校長（以下、「校長」という。）は、学校における日常の管理について責任を有し、適切な管理が行われるよう措置を講ずるものとする。
- 4 校長は、タブレットPC等の貸与状況を常に明らかにするため、タブレットPC等貸与管理台帳を教育委員会に報告するものとする。
- 5 校長は、利用者へのタブレットPC等の貸与状況に変更が生じたときは、速やかにタブレットPC等貸与管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告するものとする。
- 6 家庭に持ち帰って使用する場合における管理は、利用者及び保護者が責任をもって行うものとする。

(費用負担)

第9条 タブレットPC等の貸与に係る費用は、無償とする。

- 2 家庭での使用に係る通信費及び電気料金は、保護者の負担とする。
- 3 利用者又は保護者の故意又は重大な過失によりタブレットPC等を破損、汚損又は紛失した場合は、その修理又は再調達に要する費用の全部又は一部を保護者に負担させることができる。
- 4 前項の費用負担の範囲等については、教育委員会が別に定める。

(利用の原則)

第10条 利用者は、タブレットPC等を学習活動の目的に限り使用しなければならない。

- 2 利用者及び保護者は、教育委員会又は校長の指示に従い、適切に使用するものとする。
- 3 タブレットPC等の保護者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 4 校長又は教育委員会は、タブレットPC等の利用者及び保護者による貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、その責任を負わないものとする。

(禁止事項)

第11条 利用者は、タブレットPC等の利用に当たり、関係法令及び教育委員会または校長次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者以外の者に使用させ、又は転貸すること。

- (2) 売却、担保設定、廃棄その他これに類する行為
- (3) 校長の許可なくアプリケーションをインストール又は設定変更を行うこと
- (4) 学習目的以外での使用
- (5) 有害情報へのアクセス又は不適切な情報の発信
- (6) 他人の権利を侵害する行為
- (7) 法令又は公序良俗に反する行為
- (8) 教育委員会が別に定める利用ルールに違反する行為
(情報セキュリティ)

第12条 利用者は、学習用アカウントのID及びパスワードを適切に管理し、第三者に使用させてはならない。

- 2 利用者は、個人情報適切に取り扱い、これを不正に利用又は提供してはならない。
(クラウドサービスの利用)

第13条 利用者は、教育委員会が指定するクラウドサービスを利用して学習データを保存するものとする。

- 2 教育委員会は、必要に応じて利用状況の把握及び管理を行うことができる。
(端末管理及び制御)

第14条 教育委員会は、タブレットPC等の適正な管理のため、遠隔による設定変更、利用制限、位置情報の確認及びデータの消去等を行うことができる。

(家庭における利用)

第15条 家庭において使用する場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 保護者の管理のもとで使用すること
- (2) 公衆無線LANの利用は必要最小限とすること
- (3) 長時間の利用を避けること
- (4) 教育委員会が設定したフィルタリング等の機能を解除しないこと

(事故等の報告)

第16条 タブレットPC等の紛失、盗難、破損又は不具合が生じた場合は、速やかに様式第2号-1のタブレットPC等紛失届または、様式第2号-2のタブレットPC等破損届・修理願により学校に報告しなければならない。

(返却)

第17条 利用者は、卒業、転出その他の理由により貸与を受ける資格を失ったときは、速やかにタブレットPC等を返却しなければならない。

- 2 返却にあたっては、校長又は教育委員会の指示に従い、データの削除等を行うものとする。

(生成AIの利用)

第18条 利用者は、生成AIを利用する場合は、学習目的の範囲内で適切に使用し、他者の著作物の不正利用その他不適切な利用を行ってはならない。

2 利用にあたっては、校長の指導に従うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 蓮田市立小学校及び中学校学習者用タブレットPC等貸与要綱（令和3年9月1日教育長決裁）は、廃止する。